

第6次国有林野施業実施計画書

第3次変更計画

(変更部分のみ)

(伊豆森林計画区)

計画期間
自 令和4年4月1日
至 令和9年3月31日

関東森林管理局

伊豆森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 その他（レクリエーションの森施設）を追加するため、7「レクリエーションの森の名称及び区域」を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
自然休養林	昭和の森 ・天城山	<略>						
計	1か所	1,099.97						
<u>その他 (レクリエーションの森 施設)</u>	<u>玄岳園地</u>	<u>1.80</u>	<u>1004 イ</u>	<u>単独レクリエーション施設</u>	<u>林地以外</u>	<u>園地</u>	<u>国が実施する施設 整備の計画なし</u>	
計	<u>1か所</u>	<u>1.80</u>						
合計	<u>2か所</u>	<u>1,101.77</u>						